

令和5年 第8回

毛呂山町農業委員会会議録

開 催 月 日	令和5年9月25日（月）					
開 催 場 所	204会議室					
開催時刻宣言	午後1時50分					
閉会時刻宣言	午後3時15分					
会 長	初野 健一					
委 員 出 席 状 況	農業委員			農地利用最適化推進委員		
	席 次 番 号	氏 名	出 欠	席 次 番 号	氏 名	出 欠
	1	初野 健一	出	1	森 修	出
	2	関口 隆	出	2	小高 孝司	出
	3	峯岸 英男	出	3	渡邊 典邦	出
	4	岡野 鈴代	出	4	岡野 國明	出
	5	新井 功	出	5	福島 誠一	出
	6	小川 收一	出			

〔議案等〕

日程第3 議案第1号番号1 農地法第5条の規定による許可申請について

土地の表示：毛呂山町川角

毛呂山町前久保 計 216 m²

権利の種類：所有権移転

議案第1号番号2 農地法第5条の規定による許可申請について

土地の表示：長瀬 580.77 m²

権利の種類：使用貸借権（5ヶ月間）

日程第4 議案第2号番号1 農用地利用集積計画の決定について

土地の表示：滝ノ入 935 m²

契約の内容：使用貸借権（1年間）

日程第5 報告第1号番号1 農地法第4条の規程による届出について

土地の表示：岩井西2丁目 239 m²

転用の詳細：一戸建て住宅の建築

議長	(開会挨拶) それでは令和5年第8回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は農業委員6名、農地利用最適化推進委員5名全員の出席があり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 ◎日程第1 会議録署名委員の指名
議長	会議録署名委員の指名の件を議題とします。 毛呂山町農業委員会会議規則第36条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。
委員	異議なし。
議長	それでは会議録署名委員に2番、3番を指名します。 ◎日程第2 会期の決定
議長	会期の決定につきまして本日1日とすることに異議はございませんか。
委員	異議なし。
議長	会期は本日1日とします。 ◎日程第3 議案第1号
議長	議案第1号番号1農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	接道している道路は4m道路ですか？
事務局	この道路は町道〇〇号線であり、道路法の42条1項1号道路です。42条1項1号道路とは4m以上ある道路を指します。

委員	承知しました。
委員	周辺に史跡の地図記号が見受けられますが問題はないのですか？
事務局	事業を始める前に歴史民俗資料館に打ち合わせや試掘などの調査が入ります。そのため、問題なく事業が進むと思われます。
委員	都市計画法 3 4 条 1 2 号と市条例第 4 条第 1 号ロとはなんですか？
事務局	都市計画法 3 4 条 1 2 号は都市計画法の分家住宅の要件となっております。市条例第 4 条第 1 号ロは 2 0 年以上市街化調整区域に居住する親族を有する者が、既存の集落において自己又は自己の親族が所有する土地において行う開発行為となっております。 今回の申請人は上記の要件を満たすとまちづくり整備課より報告を受けています。
委員	承知しました。
議長	議案第 1 号番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決いたします。
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第 1 号番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	議案第 1 号番号 2 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	一時転用後は農地に戻されますか？

事務局	一時転用の期間が過ぎた後は、申請地を農地に戻すための農地復元計画書を添付していただいております。
委員	承知しました。
委員	令和4年の12月にも同じような申請がありましたが違いは何ですか？
事務局	令和4年12月にあった申請は災害からの仮復旧という形で2ヶ月間の一時転用がありました。今回は本復旧という形で5ヶ月間の一時転用となります。
委員	承知しました。
議長	議案第1号番号2農地法第5条の規定による許可申請について、採決いたします。
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第1号番号2農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。 ◎日程第4 議案第2号
議長	議案第2号番号1農用地利用集積計画について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	借受人が農地を持っていないとのことですが、営農能力は農業をする上で問題ないのですか？
事務局	今回、借受人が利用権を設定することになった経緯をお話します。前か

	ら借受人に下限面積が撤廃されたので、農地を取得したいと相談を受けていました。しかし、今まで営農の経験が無い者にすぐに農地を購入してもらうのは問題があると判断しました。そのため、営農の仮免許的な意味合いで1年間の利用権を設定する運びとなりました。借受人はあくまで農地を取得したいと考えているため、1年の期間を経て、営農能力に問題が無ければ、3条で農地を購入してもらうことになっております。
委員	現況を見ると筆によっては雑木や竹が生えており、農業をするのが厳しいと思いますが、どのような営農計画ですか？
事務局	借受人は〇〇で〇〇を経営しております。現在、竹藪になってしまっている筆以外の農地では、ある程度、作物を作りお店に出しているそうです。また、竹藪になってしまっている農地に関しては、タケノコを収穫し〇〇で提供しているそうです。
委員	承知しました。
委員	借受人の職業が農業になっていますが、農地を所有せずまた、農機具もあまり所有していないのであれば、職業が農業なのは表現が間違っていると思われます。
事務局	こちらの表現が誤っていました。以後、気をつけます。
議長	議案第2号番号1農用地利用集積計画について、採決いたします。
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	挙手全員でございます。農用地利用集積計画について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	◎日程第5 報告第1号 報告第1号番号1農地法第4条の届け出について、事務局に説明を求めます。

事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	(異議無し)
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
議長	全体を通して、質問等ありますか？
委員	9月19日に〇〇で、令和5年2月に取り下げとなったドライブインの事前着工と思われる工事を発見し、直ちに農業委員会事務局に連絡を行い、同時に工事を中止してもらいました。また、側溝にも工事が及んでいたため、飯能県土に電話をした結果、県からの回答は「7月に申請がきて、許可を出した」とのことで、農業委員会に照会を行わないのか聞いたところ、農業委員会には聞かないとのことでした。この一連のことについて、業者にどのように対処したのかなどを事務局から聞きたい。
事務局	簡潔に状況をお話ししますと、写真を配らせていただきましたが、事前着工になります。仮に農地に資材を置くだけでも一時転用が必要になります。 県道についてですが、本来は農地転用や開発の進捗を確認するのが望ましいですが、実際は県道の安全対策だったり、構造上の検査を行い許可を出すとのことで、農業委員会や開発の方には照会を行っていないそうです。 農地転用についてですが、農地転用をする上で信頼性と事業の実現性は非常に重要なポイントになります。これら一連の行為は信頼性を大きく損なった行為と捉えることができます。 そのため、9月25日に申請人と代理人を呼び、聞き取り調査を行いました。はじめに申請人と代理人は、自分たちの認識が甘かったと謝罪を行い、反省をしている様子でした。その上で、事前着工によって失ってしまった、信頼性や事業の実現性を確認するため、いくつか質問をしました。水道についてですが、対象地には水道管が通っておらず井戸水を使うとのことで、保健所との協議をできているのかを確認したところ、農地転用の代理人が保健所との協議を行っているとのことで、明確な回答をいただけませんでした。

	排水についてですが、排水の協議も明確な回答ではありませんでした。排水計画は東側の××との間の水路に流すことになっていますが、その水路は余裕のある水路ではないので、これからさらに協議が必要になると思われます。 ドライブインの〇〇についてですが、〇〇は〇〇を計画しているようで、現段階では、〇〇がはいる予定だそうです。 以上の事を踏まえ、事務局としても聞き取り調査を行う前は、かなり計画や信頼性を疑っていたのですが、今日、1時間ほど聞き取り調査をした感想ですが、申請人は物腰が柔らかくとてもしっかりとしている印象を受けました。そのため、今日の聞き取り調査では、ドライブインをしっかりとやるんだなと印象を受けました。 しかし、今回の件で信頼性が損なわれてしまったのは事実ですので、事業の実現性・信頼性はより厳しく見ていく必要があると考えています。このような状況で、これらの事項がしっかりと整い、許可にならない要素がなくなり次第、申請をあげてもらおうと考えております。 また、農業委員さんからの信頼が落ちていることとお話ししましたら、申請人は農業委員さんの前で直接、お話しをすることも可能だと話していました。 以上になります。
委員	事務局に伺いたいのですが、事前着工が19日になると思いますが、事務局が飯能県土に連絡を取ったのはいつですか？
事務局	20日です。
委員	承知しました。
委員	私が個人で申請人のことを調べたのですが、その結果、申請人に関わる内容に〇〇な噂などがありました。農業委員や推進委員に危害が及ぶのではないかと不安です。
事務局	事務局としては、これからの情報は事務局を通して皆様に提供をしていく方針です。そのため、委員さんにご迷惑が掛からないように努めて参ります。
委員	承知しました。

委員	私たち農業委員や推進委員は適宜、農地パトロールをするなどして、農地違反が無いように努めています。事務局は通報が入り次第、速やかに対応ができるようお願いしたい。
事務局	承知しました。
委員	排水先の水路は洪水や大雨の時に水量が増えてしまい、あふれかえったり、逆流をしてきてしまうような水路です。現状の排水計画で問題ないのか疑問です。
事務局	おっしゃるとおり排水先は度々、水路の問題が起きています。そのため、本で行った聞き取り調査の中で、代理人に排水計画の確認を取りました。代理人には大雨の時には逆流をしたり、あふれかえる水路ですが大丈夫ですかと聞きました。代理人がその時点で候補としてあげた対応策としては、一時的に水をためる所をもうけて、排水先に問題が無いときに放流するなどを提案していました。この計画は事業費がかなり増える計画だと思うので、その事業費の資金を用意できるのかなども見ていく必要があると思います。
委員	2月の計画では、自販機を設けて一軒だけテナントを設けるだけの計画で、採算がとれるのか怪しいです。さらに町営水道を使わず井戸水を使うなど、はじめからお金をかけない計画を立てているため、正直、信頼性が無いです。
委員	かなり広い面積を駐車場として提供して税金もかかると思います。しかし、駐車料を取らないとなると採算がとれるのか疑問です。例えば、休憩をするだけでお金を使わない利用者も多いと思います。
事務局	事務局としても信頼性については特に疑問視している箇所ではありましたが、今日の聞き取り調査で直接、申請人とお話しをしてみて、熱心に事業を考えている事を説明する姿勢や人柄をみて、誠実な印象を受けました。しかし、事業の実現性などはよく見ていく必要があると思います。そのため、事業計画書などは提出をしていただく必要があると考えています。

委員	承知しました。
委員	いずれにしても、現状では様々な課題があると思います。これらの課題を順次、解決していく必要があると思います。
事務局	事務局としては、現状ある課題を全て解決でき次第、改めて議題にあげさせていただきます。
委員	ときがわ町では議事録がインターネットで閲覧できます。毛呂山町でも閲覧できるようにできませんか？
事務局	事務局もなるべく早く実現できるように取り組みます。
委員	農業委員と推進委員の任期はいつまでになりますか？
事務局	令和6年の5月2日までになります。
会長代理	(閉会挨拶) 以上を持ちまして令和5年第8回農業委員会総会を閉会いたします。